

社会の中でどう生きる？

## 「欲しいもの」と「権利」

(90分)

【対象者】

高校生、保護者や成人一般  
20人～40人程度

【関連する視点・課題】

権利と責任

### ねらい

自分たちが欲しいと思っているもの、したいと思っていることを出し合い、その中から「人間が生きていく上で必要なもの(こと)」を選び、「世界人権宣言」に書かれている権利と比較することを通して、自分の欲求と権利との結びつきについて考えます。

### 準備

○付箋紙 ○サインペン ○マジックインキ ○世界人権宣言シート  
○模造紙 ○テープレコーダー又はCDプレーヤー

### アクティビティの実際

導入  
(10分)

#### アイスブレイキング

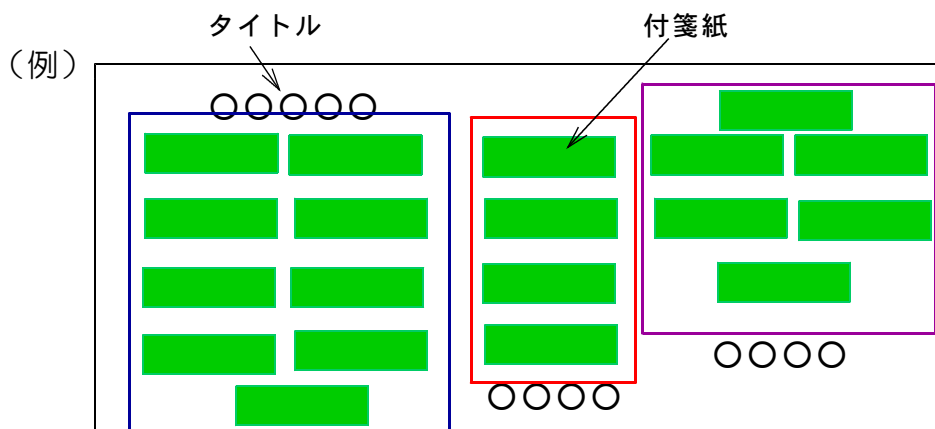
※ジャンケントレインを実施する。  
(14ページ参照)

展開  
(60分)

#### 「欲しいもの」と「権利」

- 1 BGMを流して落ち着いた雰囲気をつくります。
- 2 一人あたり10枚の付箋紙(黄)を配り、「今、自分が欲しいと思うもの、したいこと」を思いつくままに付箋紙に書きます。
- 3 5人から6人のグループをつくります。
- 4 グループで、「欲しいと思うもの、したいこと」を書いた付箋紙を模造紙に貼ります。その際、一人ずつ付箋紙を読み上げながら貼るようにします。
- 5 「欲しいと思うもの、したいこと」の中から「人間が生きていくうえで必要だと思うもの」をグループで話し合いながら選びます。
- 6 選んだ「必要なもの」を付箋紙(青)に書いて模造紙に貼ります。
- 7 グループで選んだ「必要なもの」を分類してタイトルを付

けます。



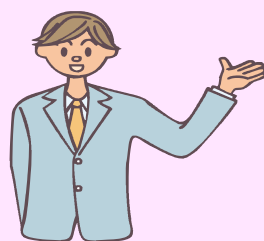
- 8 各グループから分類した「必要なもの」を発表します。
- 9 発表後、全員に「世界人権宣言」シートを配布し、各自で読めるよう時間を確保します。
- 10 グループで分類した「必要なもの」と「世界人権宣言」を比べて気づいたことを発表します。

ふ り 返 り  
(20分)

### ふり返り

- 「世界人権宣言」に書かれている権利と自分たちが「必要なもの」と考えた権利との相違点がなぜ生じたのかについて考えるようにします。
  - 例1) 「世界人権宣言」に書かれている権利と「必要なもの」と考えた権利を比べてどんなことに気づきましたか？
  - 例2) 「世界人権宣言」に書かれている権利と比べて「必要なもの」と考えた権利とは違っているところが多いですが、なぜ違うのでしょうか？
  - 例3) 自分たちが権利と考えたものが、まわりの人や世界中の人に保障されていると言えるのでしょうか？

### ポイント



- 人間には、「～したい」という「欲求や欲望」(Wants)があり、その中でも人間として共通に必要なもの(Needs)があります。しかし、そのすべてが「権利」(Rights)ではありません。ここでは、「世界人権宣言」を扱って「権利」(Rights)について考えられるようにすることが大切です。
- 「今、自分が欲しいと思うものやしたいこと」を付箋紙に書かせる場面では、物質的なものだけでなく、精神的なものも書けるようにします。

### 【応用・発展のために】

- このアクティビティを「公平・公正」を扱ったアクティビティと組み合わせて実施すると効果的です。

## 「世界人権宣言」(仮訳文) シート

第一条  
すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条  
1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的出身、財産、その他の地位を以て差別されることがなく、この宣言に掲げられた自由と権利とを享有することができる。  
2 地域が自治地であるか、非自治地であるか、主権の制限を受けるか、その他の地位に属する国であるか、又は主権の制限を受けるか、又は国際的地位に基くか、又はその他の理由を以て差別してはならない。

第三条  
すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条  
何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条  
何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条  
すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条  
すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、また、そのような差別をそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条  
すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条  
何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条  
すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立した公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条  
1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。  
2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条  
何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条  
1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。  
2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条  
1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。  
2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条  
1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。  
2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条  
1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。  
2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。  
3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条  
1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。  
2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否にかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第二十条

1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。  
2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第二十一条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。  
2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。  
3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

#### 第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に依りて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第二十三条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。  
2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。  
3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。  
4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

#### 第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

#### 第二十五条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。  
2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第二十六条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に依り、すべての者にひとしく開放されていなければならない。  
2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。  
3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第二十七条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。  
2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第二十九条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。  
2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつべき目的として法律によって定められた制限にのみ服する。  
3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

※外務省ホームページより作成